

奈良県告示第三百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十九年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院	奈良市八条四丁目六四三番地	平成三十二年一月三十一日
一般財団法人沢井病院	奈良市船橋町八	平成三十二年一月三十一日
松倉病院	奈良市川之上突抜町一五	平成三十二年一月三十一日
医療法人新生会総合病 院高の原中央病院	奈良市右京一丁目三番三号	平成三十二年一月三十一日
医療法人社団石洲会石 洲会病院	奈良市四条大路一丁目九番四 号	平成三十二年一月三十一日
田北病院	大和郡山市城南町二番一三号	平成三十二年一月三十一日
医療法人果恵会恵王病 院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一 〇番一八号	平成三十二年一月三十一日
大和橿原病院	橿原市石川町八一番地	平成三十二年一月三十一日
社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院	桜井市大字阿部三二三番地	平成三十二年一月三十一日

公益財団法人天理よろ づ相談所病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会御所病院	院 吉本整形外科・外科病	大和高田市立病院
天理市三島町二〇〇番地	御所市大字三室二〇	大和高田市大字野口一三六	大和高田市礪野北町一番一号
平成三十二年二月二日	平成三十二年一月三十一日	平成三十二年一月三十一日	平成三十二年一月三十一日